

在心会 役員、評議員の 報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 在心会（以下「法人」という）定款第8条及び同第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等が職務を遂行した場合は、月額10,000円（源泉徴収額控除後）の報酬を支給する。

2 職務とは、理事会、評議員会及び監事の監査（以下「会議等」という）に出席する場合以外で、法人又は、施設（法人の行う事業施設）に出向いて遂行する以下のことをいう。

ア 毎年度の予算案及び事業計画案の作成に関すること

イ 予算執行状況の管理監督に関する職務

ウ 施設長等の職務執行状況の管理監督に関する職務

エ 法人及び施設の事務執行の管理監督に関する職務

オ 職員の労務管理に関する職務

カ 入所者・利用者の日常の処遇に関する指導監督

キ 入所者の預り金の日常の管理に関する職務

3 報酬は、法人又は、施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

4 職務を遂行する時間は、1日4時間以上6時間以内とする。

5 役員等が出張により職務を遂行した場合は、月額10,000円（源泉徴収額控除後）の報酬を支給するものとし、前項の職務を遂行する時間は適用されない。（宿泊を伴い複数日の場合は、その日数分の報酬とする。）

6 報酬の計算期間は、前月21日から当月20日までの1ヶ月とし、当月末に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、支給日の前において最も近い日に支給する。

(報酬の総額)

第3条 各年度の理事及び監事一人当たりの報酬の総額は、50万円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務を遂行した場合又は、会議等に出席した場合は、交通手段の種類に関わらず、月額5,000円の費用弁償を支払うものとし、報酬とは明確に区別されるものとする。

- 2 費用弁償は、法人又は、施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しても支払うものとする。ただし、職員として勤務する出勤日である場合は支払いをしないものとする。
- 3 役員等が出張をする場合の、必要な交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の費用が、費用弁償の日額5,000円を超える場合は、その実費を支払うものとする。
- 4 費用弁償は、必要の都度支払うものとする。

（支給と支払い方法）

- 第5条 報酬又は、費用弁償は通貨を持って本人に支給又は、支払うものとする。ただし、本人の同意を得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来るものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給するものとする。

（公表）

- 第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

- 第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

附則

- この規程は、平成29年6月17日より施行する。
この規程は、令和元年6月22日より施行する。
この規程は、令和5年4月1日より施行する。